

回答者の約 85 % が『訂正なし』???

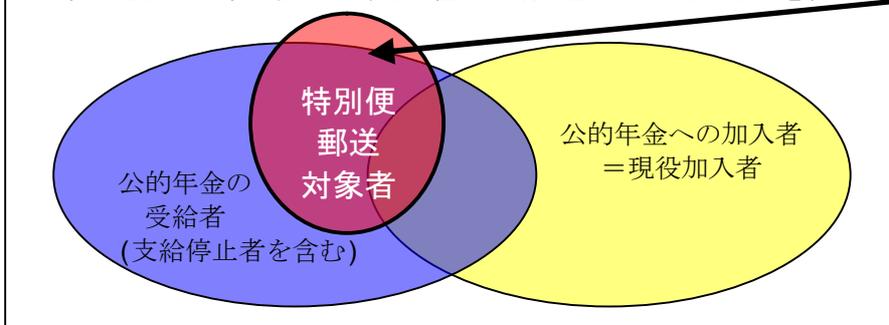
すでに届いた

そのうち届く

ねんきん特別便 その読み取り方

はじめに、ねんきん特別便（以下、特別便）は、今年の3月までは、既に年金を受け取っている人の中で、記録漏れの可能性が高い人に郵送されます。「訂正なし」が 85% とは考えられません。

日本人および日本に住所のある外国人（既に亡くなっている人を含む）



特別便は社会保険庁が把握している住所と氏名で郵送されます。ですから、転居や婚姻・養子縁組などで住所や氏名が変更になっている場合は、まだ年金を受け取っていない人であっても、下表の窓口ですみやかに変更の手続きを行ってください。

年金受給者	} . . . 社会保険事務所
60歳以上で年金を受け取られていない人	
20歳以上の「自営業者・学生・フリーター・無職」	. . . 市町村役場
会社員、臨時の公務員、その扶養となっている配偶者	} . . . 職場
公務員・私立学校教職員、その扶養となっている配偶者	

COLUMN (コラム)

あゝ・・・、新年早々にPCのハードディスクが壊れてしまいました。業務に必要なデータはバックアップをとっていたのですが、うっ、暦年の送受信メールとプライベートのデータが・・・。ショックを受けながら復旧作業をしていると、今度はなんとPCそのものが起動しなくなりました。無理を強いてきたPCなので、しばらく休養でしょうか。早速、新PCとデータ復旧を見積もってもらったのですが、その安さに驚いています。ただ、元技術職と現社労士の両面から考えて、この安さ競争は本当にいいのでしょうか。

ご存知ですか？ こんな制度

中小企業退職金共済（中退共）の国の補助

新しく中退共制度に加入する事業主に

- 掛金月額額の2分の1（従業員ごと上限5,000円）を加入後4ヶ月目から1年間、国が助成します。
- 短時間労働者の特例掛金月額（掛金月額4,000円以下）加入者については、1.に次の額を上乗せして助成します。
掛金月額2,000円の場合は300円
同 3,000円の場合は400円
同 4,000円の場合は500円

適格年金制度からの移行、及び社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している事業主は、新規加入掛金助成の対象にはなりません。

中退共に加入済みで、掛金月額が18,000円以下の従業員の掛金を増額する事業主に、増額分の3分の1を増額月から1年間、国が助成します。20,000円以上の掛金月額からの増額は助成の対象にはなりません。

助成額の10円未満の端数は切り捨てされます。

社会保険労務士 西川事務所 One Stop & One Click
電子就業規則
e-working regulations

.com Master 2004 (インターネット検定)取得

社会保険労務士 西川 浩二

〒716-0033 岡山県高梁市南町 183

TEL 0866-22-7568 FAX 0866-22-2565

URL <http://stop-click.com/>

e-Mail nishikawa@stop-click.com

さて、記録漏れの可能性がある特別便には下表のようにアナタの加入記録が記載されています。これには、社会保険庁が保有している現在のあなた個人の加入記録であって、「あなた自身の加入記録とはなっていませんが、ヒョットスルトこれはあなたの加入記録ではないでしょうか？」というものは一切記載されていません。

では、記録漏れの可能性があるらしきアナタは、どこをどのように確認すればいいのでしょうか？

1. 下表の例では、最初に加入したのは、ABC 船舶に勤めていた船員保険です。

19歳（20歳の直前）での加入ですが、それ以前には会社にお勤めになっていませんか？

会社の規模や勤務期間、週の勤務日数や1日の勤務時間数に関係なく、記憶をたどってみてください。また、生年月日がおおむね昭和5年以前の人は、戦時中に軍需工場等にお勤めになっていることが多くあります。その期間は厚生年金に加入している場合が多く、また、実際に記録漏れが多くあります。

・生年月日 昭和 7年 5月 10日

番号	加入制度	お勤め先の名称または共済組合名等	資格取得年月日	資格喪失年月日	加入月数
1	船保	ABC 船舶	昭和 27. 4. 1	昭和 36.10. 1	114
2	国年	国民年金	昭和 36.10. 1	昭和 48.10. 1	144
3	厚年	あいうえ 鉱山株式会社	昭和 49.10. 1	昭和 51.11. 1	25
4	厚年	1 2 3 株式会社 (厚生年金基金加入期間)	昭和 54. 4. 1 昭和 54. 4. 1	昭和 56. 4. 1 昭和 56. 4. 1	24
5	共済	共済組合	昭和 63. 4. 1	平成 3. 8. 1	40
6	国年	国民年金	平成 3. 8. 1	平成 4. 5. 9	9

2. 「資格喪失年月日」は、加入期間の最終日の翌日（1日とは限りません）です。キチンと手続きを行って、キチンと処理されていれば、その次の加入制度の資格取得年月日と同日となっているのが当然です。

となると、上表では2と3の加入制度の期間の間に1年間の空白期間があることが分かります。同様に、昭和51年11月から昭和54年3月までの2年5ヶ月間と、昭和56年4月から昭和63年3月までの7年間にも空白期間があります。

この空白期間は、「どこの公的年金制度にも加入していない」ということを示しています。「そんなはずはない」と思われる場合は、その空白期間にどのような職（どこの所在地の何という会社）に就き、どこに住んでいたのか、そのときの氏名は何だったかをお考えになってください。

国民年金						厚生年金保険		船員保険		年金加入期間合計 (+ +)	
納付済月数	全額免除月数	4分の3免除月数	半額免除月数	4分の1免除月数	学生納付特例月数等	計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数		加入期間
94	0	0	0	0	0	94	49	57	114	152	303
国民年金の加入月数の合計						153	(24)	(24)	記載省略		
共済組合等加入月数			合計加入期間 (+)			記載省略		記載省略			
40			343			記載省略		記載省略			
記載省略						記載省略		記載省略			

3. 「国民年金」では、「計」と「国民年金の加入月数の合計」とが異なっています。

これにより、国民年金の保険料を支払っていない月があることが分かります。ですが、何年何月に支払っていないのかは、社会保険事務所で期間照会を受けないと判断できません。

4. 「厚生年金保険」では、「加入月数」と「加入期間」とが異なっています。

炭鉱や鉱山で坑内員としてお勤めであった期間が昭和61年3月31日以前であれば、その期間の3分の1が、昭和61年4月1日以降・平成3年3月31日以前ではれば、5分の1がそれぞれ加入月数に加算されて加入期間が計算されます。船員としてお勤めであった期間も同様の加算があります。

5. 「年金加入期間合計」は、『「国民年金」の「計」』と『「厚生年金保険」の「加入期間」』と『「船員保険」の「加入期間」』の合計が記載されています。

不明な点や詳細については、社会保険事務所もしくは 西川事務所 までお問合せください